

R3 事業継続支援給付金給付事業

【飲食店取引事業者緊急支援型（第5期）】

商工観光部商工振興課

事業費：6,542 千円

(A+B)

事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では市内中小企業者等を対象に、第1期、第2期の事業継続支援給付金給付事業を実施し、現在も第3期の給付事業を実施しているところである。
- また、8月上旬には東京都外5府県に緊急事態宣言、14道府県にまん延防止等重点措置が発令されるなど、全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大し、本県においても8月6日にステージⅢに引き上げられていた感染拡大の警戒基準が、8月13日にはステージⅣに引き上げられ、鹿児島県独自の緊急事態宣言を発令するとともに、8月16日から8月29日までの2週間、本市の飲食店等に営業時間短縮要請が行われた。
- 8月17日の本県に対する国の「まん延防止等重点措置」の適用の決定に伴う、8月20日から9月12日までの本市への措置区域の指定は解除となり、酒類の提供禁止・大規模集客施設の営業時間短縮要請は解除となったが、飲食店等への営業時間短縮要請は、引き続き、9月13日から9月30日までの18日間で再延長された。
- これまでの感染症拡大の長期化で、経営に大きな影響を受けている飲食店取引事業者は、今回の営業時間短縮要請の再延長により、更に厳しい経営状況に置かれている。

事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県による市内飲食店を対象とした令和3年9月12日までの営業時間短縮要請期間が再延長されたことに伴い、飲食店との取引が減少するなど大きな影響を受けた飲食店取引事業者の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。

- 【対象者】 市内に事業所があり、飲食店と直接取引のある事業者 80事業者
(食材や酒類、業務用資材等の卸売業者、おしぼり等のリネンサプライ業者 など)
- 【給付要件】 ① 令和3年9月13日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年7月、8月又は9月のいずれかの月の売上が、前年又は前々年同期等に比して30%以上減少していること。
③ 事業所得を申告していること。
④ 令和元年に市税を納付していること。 等
- 【給付金額】 6,500千円 A(負担金補助及び交付金)
法人(20事業者):130千円 個人事業主(60事業者):65千円
- 【申請開始】 令和3年10月中旬予定
- 【事務費】 42千円 B(消耗品費、通信運搬費、手数料)